

## 2022年4月16日裁判司法研究会議事録

### 1. 概要

【日時】2022年4月16日午後2時から午後5時10分ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、小林、南京家、巫（5名）

### 2. 狭山裁判に関するレポート

2022年3月5日の研究会で、狭山裁判が完全な冤罪事件であるという巫の認識について、共有できないという意見が出て、その事件についての知識が不足していることが確認された。巫が、狭山裁判に関する基本的なデータを整理して、今後の議論の参考にする目的で、レポートを作成して発表した。

- ・ 高裁が「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白」の信用力を認めて、有罪判決を言い渡したこと
- ・ 日本共産党と新左翼の党派対立が部落解放運動に持ち込まれ、この事件の支援運動にも影響したこと
- ・ 日本の刑事司法では、裁判官の基準のない自由心証で、自白の証拠力について不合理な認定がされるが、アメリカ合衆国では連邦最高裁の判例により、自白の信用力の基準が定められている（ミランダ原則）
- ・ ミランダ原則によれば、身体拘束下の取調べは本来的に強制であり、黙秘権、自白が不利な証拠になりうること、弁護士の立会を求められることの告知を行い、被疑者がそれを理解したうえでしたことが確認できない自白の証拠力は認められない。

(巫) 資料を読んで、事件の実態を知れば、この裁判は明らかな冤罪であるといえるのではないか。

### 3. 山村さんの事件について

(山村) 訴訟を提起しても、法廷で、口頭で陳述させずに結審されてしまうのでは、裁判所が裁判をしていないことだ。このような裁判は許せないのので、異議申し立てを行い、裁判所に抗議している。裁判所が正しく答えないので、昨年7月の裁判の判決をまだ出せない状態だ。

(小林) 日本の民事訴訟は、書面を出して陳述扱いにするようになっている。裁判官は30分で5件の裁判を処理しているので、口頭の陳述を行う余裕はない。

(山村) それは、裁判所の事情で、そのようなことを我々が斟酌する必要は

ない。国民は裁判を受ける権利がある。裁判所に国民が納得できる裁判を実施する人手がないのならば、予算を増やして、実施できるよう対策すべきだ。

(小林) 専門知識のない一般人が、不規則な主張をして、裁判官がそれに対応するのでは、話にならない。裁判所のやり方を学び、それに合わせるべきだ。

#### 4. 次回の予定

2022年4月30日(土) 14時から17時くらいまで、Zoom会議。Zoomホストは小林さんの予定。

2022年4月18日

巫召鴻